

総合事業 利用までの流れ

◆介護認定がない方…長寿介護課、地域包括支援センターまたは「かしはら街の介護相談室」へご相談ください。

① チェックリストの実施

② チェックリストに該当

③ 地域包括支援センター職員によるケアマネジメント

④ サービスの決定（担当ケアマネジャーと相談し身体状況に合わせてサービス内容や回数を決定）

※1～2週間を目処に利用開始

◆要支援1・2の方…担当のケアマネジャーへご相談ください

注意

「福祉用具の購入・貸与」「住宅改修」などを利用するときは介護認定が必要です



介護予防ケアマネジメントを始めとする 高齢者に関する相談窓口

* 檜原市社会福祉協議会 地域包括支援センター *
住所：畝傍町9番地の1（保健センター南館1階）
電話：24-4301

檜原市役所分庁舎 長寿介護課
住所：内膳町1丁目1-60
電話：22-8118（直通）



いつまでも自分らしく
暮らすために
～介護予防・日常生活支援
総合事業～

介護予防・日常生活支援総合事業 ご案内

要支援1・2（相当）の高齢者が、可能な限り自宅で自立した生活を送れるように、生活支援を行います。それにより生活機能が維持・向上することを目指します。

【対象者】要支援1・2またはチェックリスト該当の方

※チェックリストとは…要支援1・2相当の方が、介護認定を受けなくても必要なサービスが利用できるよう、本人の状況を確認するための質問票です。本人が出向くことができない場合は、地域包括支援センターや「かしはら街の介護相談室」の職員が訪問し、直接聞き取りをさせていただきます。

檜 原 市

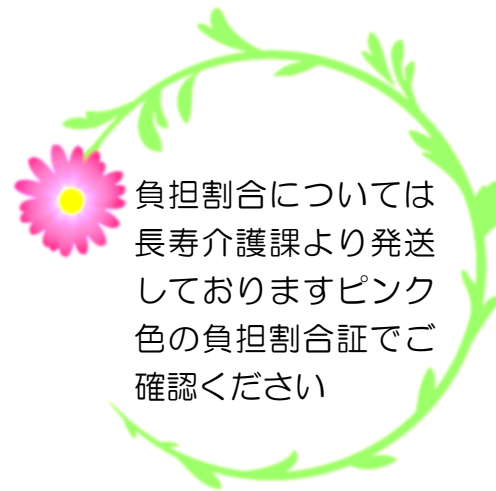
訪問型サービス

◇訪問型サービス A (ホームヘルプサービス)

- 【内 容】自力では困難な行為に対する援助
- ・生活援助 (掃除、買い物、調理等)
 - ・身体介護 (更衣・入浴の介助等)
- ※一日45分程度 (本人のみに対するサービス)

【自己負担】1割、2割または3割

サービス内容	回数	日額 (1割) のめやす
生活援助	週1~2回	230円
身体介護	週1回	274円
	週2回	278円



負担割合については
長寿介護課より発送
しておりますピンク
色の負担割合証でご
確認ください

※生活援助に関しては、
原則一人暮らしの方に
限ります

◇シルバー人材センター会員による生活援助

- 【内 容】自力では困難な行為に対する生活援助 (掃除、買い物等)
- 【自己負担】1回150円 (週1回1時間程度)

◇訪問型サービス C (短期集中予防サービス)

- 【内 容】閉じこもり等何らかの支援を要する方に対して、3~6カ月の短期間、専門職が訪問し、必要な相談・指導等を実施 (1回あたり40分程度)

【自己負担】無料

専門職	内 容
理学療法士 作業療法士	運動機能向上 (体力改善や自立に向けて、自宅でできるリハビリ支援)、生活環境の改善・工夫
管理栄養士	低栄養改善 (調理方法の指導など)
言語聴覚士	発語・嚥下訓練
歯科衛生士	口腔機能向上 (口腔ケアの方法など)
保健師等	うつ・閉じこもり予防 (相談など)

通所型サービス

◇通所型サービス A (デイサービス)

- 【内 容】デイサービスセンターなどにおける、食事・入浴などの生活支援サービスや、目標に合わせた選択的サービス

【自己負担】1割、2割または3割

※別途、昼食代や加算等が必要な場合があります

≪1日≫	時間	回数	日額 (1割) のめやす
デイサービス	4時間以上	週1回	390円
		週2回	401円

≪半日≫	時間	回数	日額 (1割) のめやす
ミニデイサービス	4時間未満	週1回	273円
		週2回	281円
半日入浴サービス	4時間未満	週1回	324円
		週2回	332円

※1日もしくは半日 いずれかの利用になります

◇通所型サービス C (短期集中予防サービス)

- 【内 容】専門職により、短期間でリハビリを集中的に行うサービス
- 【対象者】傷病直後 (骨折、脳梗塞等) で集中的に運動機能向上に取り組むことにより効果が見込める方

【自己負担】200円

※別途、実費が必要な場合があります

専門職	時間	期間
理学療法士 作業療法士	1回 90分以上	1~3カ月目
		延長 4~6カ月目

